

決算確定申告サポート相談会予約申し込みのご案内

当会では、会員の皆様および従業員の健康と安全を最優先とした、各種感染症の感染を防ぐための対策を実施しています。

ご来会の際は、以下の注意事項を守っていただきますようお願いいたします。



事前予約制です。来会は、おひとりで、予約時間通りにお越しください。
当日の朝は検温し、熱がでている、体調がすぐれない場合は、予約の変更をお願いします。
来会の際は マスク を着用し、手指のアルコール消毒 をお願いします。

事前準備

相談会のご予約は 1 回のみとなります。

下記に該当する場合は特にご注意ください。

☐ 今年、新規開業の方

事前にご相談のうえ相談会予約日にお越し下さい

☐ 新入会の方（新規開業以外の方）

事前に 2 年分の決算申告書類をご持参下さい

☐ 不動産共有按分以外の決算書の作成を希望される非会員の方

事前にご入会手続きをお願いします

☐ 土地建物を売却または買い替えをした方

事前に税務署で譲渡所得の内訳書を作成のうえ予約日にお越し下さい

☐ 今年、ローンで自宅住居を購入し、住宅借入金等特別控除をうける方

要件の確認と添付書類が必要なため、事前にご準備のうえ予約日にお越し下さい

☐ 10 万円以上の業務用固定資産の取得や買い替え(車両等)または修繕をした方

事前にご相談いただき、減価償却費にご登録のうえ予約日にお越し下さい

☐ 株式の申告がある方（源泉口座の申告は任意ですが、源泉徴収なしを選択している場合は申告が必要）

取引報告書など取引内容がわかる書類のご準備と申告内容を選択のうえ予約日にお越し下さい

☐ 期間中(1 月～12 月)に廃業や事業主交代など申告期間の変更がある方

事前にご相談のうえ予約日にお越し下さい

☐ 65 万円控除の適用を希望する方

繰越残高の確認と貸借対照表を一致させてから予約日にお越し下さい

事前準備や記帳の仕方、会計ソフトの入力方法など、事務局への

ご相談は 11 月末までに、ご予約のうえご来会下さい。

予約のご案内・お願い・注意事項

1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
									1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
							6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	
							13	14	15	16	17	18	19							
					21	22	20	21	22	23	24	25	26							
23	24	25	26	27	28	29	27	28												
30	31																			

おひとり
50分
1回のみ

期間 2022年1月21日(金)～3月11日(金)土日祝日を除く 平日[黄色の日]

休日相談日 2/20・2/27・3/6 日曜日[赤の日]

時間 9時・10時・11時・13時・14時・15時・16時

※12時～13時は昼休憩となりますので、複数名の連続した予約の場合はご注意ください。

締切 2021年11月30日(火)

予約方法は次のいずれか ➡ 1.ホームページよりメール 2.FAX 3.郵送 4.事務局ポストへ投函

※ 申込書のお控えを保管ください。FAXは送信ミスのないよう送信記録をご確認下さい。

※ 決定した日時の予約日時確定通知は12月末発送予定の決算申告準備書類に同封します。

お願い

- ◇ 期間中は、お電話での申し込み・質問・お問合せ等の対応が困難なためご遠慮ください。
- ◇ 期日までにお申し込みいただいた方が優先となりますが、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

注意事項

- ◇ ご予約はおひとり1回のみとなりますので、必要書類の不備・不足の無いように必要書類準備チェックリストをご活用いただき、ご準備をお願いします。
- ◇ 会員以外の決算申告相談は別途料金をいただきます。また、決算書の作成は不動産共有按分のみとなります。他の決算書作成を希望される場合は、事前にご入会のお手続きをお願いします。ご予約の際はご了承のうえお申し込み下さい。
- ◇ 会計ソフトご利用の方は、3月11日までの予約期間中のみ対応となります。やよい・ツカエル(ダウンロード版)・BRAの方はバックアップデータを、それ以外の方は決算書を印刷してお持ちください。期間中のパソコンの持ち込みはご遠慮ください。
- ◇ 3月13・14・15日は、来会受付順のため、対応人数を超えた場合は受付を終了させていただきます。最終日の3月15日は午前中のみで、書類の収受は行いません。管轄の税務署に直接ご本人でご提出下さい。
- ◇ 消費税申告相談は、3月17日以降です。課税取引表をご記入のうえご来会下さい。
所得税相談会での同時対応はできませんので、あらかじめご了承ください。但し、簡易課税制度を選択の方で、時間中に対応可能な場合は受付いたします。
- ◇ お車でのご来会をご遠慮ください。

予 約 申 込 書

江 東 西 青 色 申 告 会 事 務 局 行
FAX 03-3649-6876
〒135-0011 東京都江東区扇橋 3-1-2

このページを切り取るかコピーしてお申し込みください

(控を保管してください)

電話番号は携帯など必ずご連絡のつく番号をご記入下さい

お名前

TEL

ご住所

〒

-

✓ 印をご記入下さい。印がない場合はお申し込みできません。

☐ 事前準備・予約の案内・お願い・注意事項をすべて確認了承した。

	日にち	時 間	会員以外の申告希望者 非会員氏名	
第 1 希 望	/	: 00		
第 2 希 望	/	: 00		
第 3 希 望	/	: 00	会員本人含め申告希望の総人数	人

下記の該当する項目にご記入・○をしてください

土地建物の売却がある【譲渡所得】	なし 譲渡所得あり
今年ローンで自宅を購入した【住宅借入金等特別控除】	なし 初年度申請あり
株の申告がある	なし 特定口座あり 特定口座以外あり
会計ソフトを使用している	なし やよい ツカエル BRA 他()
消費税の申告がある	なし 一般 簡易
ご要望 【階段の昇降が困難なため1階を希望】 【介助が必要なため付き添いと2名で来会する】 など	

事務局使用欄

会員No.	受付日	担当者	登録者	確認者
memo 変更等				

必要書類準備チェックリスト

該当する書類を予約日までにご準備いただき、当日ご提出下さい



決算書確定申告書控え	過去2年分（昨年当会をご利用の方は不要です）
税務署からの送付書類 （未着の場合不要）	昨年申告会をご利用の方→ 確定申告のお知らせハガキ・通知書 （1月中旬頃予定） ご利用がない・新規開業の方→確定申告書類 一式
青色申告決算書の下書き （白色は収支内訳書） 会計ソフトは、バックアップデータもしくは決算書の印刷	売上・経費のわかるもの 決算書の下書き・印刷 バックアップデータ 複式簿記の方は一致させた貸借対照表まで記入 10万円以上の資産の購入、下取りがあった方は見積書・請求書等の明細 按分が必要な方は、それぞれの合計・事業割合 専従者給与・給与を支給している方は年末調整で使用した源泉徴収簿
マイナンバー （個人番号）関係書類	電子申告ご利用の方（代理送信含む）→申告者本人と扶養家族の個人番号 紙で提出の方→申告者本人と扶養家族のマイナンバーカード又は通知カードと運転免許証などの身元確認書類の添付
源泉徴収票	国民年金や厚生年金などの収入がある方は、 公的年金等の源泉徴収票 （1月下旬頃） ※「通知書」はお知らせのため確認できないので、必ず「源泉徴収票」をご持参下さい 俸給や給与、賃金、賞与などの収入がある方は、 給与所得の源泉徴収票 等
支払調書	支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方は、 支払調書
生命保険契約に基づき支払われる年金がある	保険会社・郵便局等が発行する支払年金額等のお知らせ等が必要です （支払金額・既払保険料（掛金）・源泉徴収税額等の記載がある書類）
所得控除関係書類	医療費控除 「 医療費控除の明細書 」をご記入のうえ、ご持参ください 領収書は添付不要（5年間保存） 本人・生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費を明細書に記載し、高額療養費の戻り金額・生命保険等給付金金額がある場合は支払の対象となった医療費から差し引く
	社会保険料控除 * 国民健康保険・後期高齢者医療保険 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 ※「通知書」は期間が違いため、保険料等年間支払金額の確認は事前に問い合わせるなど、準備のうえお越し下さい * 国民年金・国民年金基金 を支払っている方は、 控除証明書 （10月下旬～11月頃送付） * 介護保険料 を支払っている方は、1月から12月中に実際に支払った合計額 * 年金から差し引かれている場合は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています
	小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済等掛金控除証明書（11月下旬頃送付）
	生命保険料控除 生命保険（一般・個人年金・介護医療） 控除証明書 （給与所得の源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	地震保険料控除 地震保険料 控除証明書 （給与所得の源泉徴収票に記載されている場合は添付不要）
	寄付金控除 「寄付金（税額）控除のための証明書・領収証」適用下限額が2,000円
	配偶者・特別控除 本年中の収入がわかるもの（源泉徴収票等）
	扶養控除 控除対象者のお名前・生年月日、 別居している方は住所 国外居住親族の扶養控除は、親族関係書類及び送金関係書類の提出が必要です
税額控除	住宅借入金等特別控除 前年より引き続き控除を受ける方は、借入先の金融機関が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です 本年新規に取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類が必要です 事前にご準備下さい